**広島県省エネ活動促進補助金について**

平成27年10月

広島県環境県民局環境政策課

　　広島県では，県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を地域に還元していくため，「広島県省エネ活動促進補助金」を創設しています。この補助金では地域や家庭における節電を中心とした省エネルギー活動（以下「省エネ活動」という。）について公募し，今年度は５団体に交付決定しました。

来年度以降も事業継続予定で，公募については今後県ホームページに掲載します。

(参考　今年度公募期間：平成27年３月16日～平成27年４月24日)

1　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 広島県省エネ活動促進補助金 |
| 対象事業 | 1. 県民の参加を得て行われる省エネルギーに関する普及啓発 2. 節電の推進に資する調査研究 |
| 補　助  対象者 | 県内の市町及び団体（学校，地球温暖化対策地域協議会，公衆衛生推進協議会，自治会等の地域活動団体等） |
| 補助率・  補助上限額 | ○補助率：補助対象経費の10/10  ○補助上限額：500千円 |

事業実施期間：最大３年間

２　補助対象事業

　　団体等が地域で行う新たな省エネ活動であって，補助期間終了後，自主的，持続的な活動実施が見込まれるもので，次に掲げるものとします。

（１）県民の参加を得て行われる省エネルギーに関する普及啓発

　【事例】　・省エネルギーに関する出前授業，出前講座等による啓発・知識の普及

・省エネナビを活用した節電実感事業による省エネルギーの普及拡大

・電力需要が最大となる時間帯（ピーク需要時）の需要抑制に関する活動

・緑のカーテン普及事業　　　　　など

（２）節電の推進に資する調査研究

　　　　・建物の省エネ改修に関する調査　　　など

３　採択状況(平成27年度)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 団　体　名 | 所在市町 | 整　備　内　容 | 補　助  予定額 |
| １ | （一社）尾道市公衆衛生推進協議会 | 尾道市 | ＥＣＯでポケットガーデン事業  【H27～H29】 | 500 |
| ２ | 脱温暖化福山中央地域協議会 | 福山市 | ふくやま省エネ学習推進事業  【H27～H29】 | 500 |
| ３ | 庄原市公衆衛生推進協議会 | 庄原市 | 夏場の省エネ活動事業（環境家計簿）  【H27～H29】 | 500 |
| ４ | ひがしひろしま環境家族  [地球温暖化対策地域協議会] | 東広島市 | 省エネ講座とバイオマスエネルギーの活用体験【H27～H29】 | 106 |
| ５ | 府中町脱温暖化市民協議会 | 府中町 | 省ｴﾈ見える化普及促進事業-省ｴﾈを見て,体感して,体験してみよう-【H27～H29】 | 150 |
| **H27　　　　　計　（新規採択分）　５件** | | | | **1,756** |

【】は事業実施期間

　省エネ活動促進補助金の補助対象経費について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 経 費 区 分 | 内　　容 | 備　　　　考 |
| 補  助  対  象  経  費 | 謝金・賃金・旅費 | ○講師の謝金・旅費  ○アルバイトの賃金  ○団体等構成員の旅費 | ○謝金：上限 2万円/日  ○賃金：上限 6,900円/日  ○旅費：公共交通機関の普通運賃，自家用車での移動の場合は，実費相当額 |
| 事業費  (物品・使用料等) | ○構成員，参加者等の損害保険料  ○検査・分析手数料等の役務費  ○学習会等で利用する教材費  （例）  ・ワットアワーメーター  ・エコタップ  ・プランター，種  ・教材用資料（用紙代・印刷費）  　等  ○募集チラシ印刷等の広報費  ○会場使用料  ○機材レンタル料  ○バスの借上げ経費 | ○損害保険料：イベント参加者用を含む。  ○手数料：事業実施に直接関わるものに限る。  ○教材費：  ・活動用として参加者に配付する教材は，原則として，単価が1,000円未満とする。（単価が1,000円以上の教材は，県に事前に協議する。）  ・団体等が所有し，継続的に持ち回り使用する教材は，単価が10万円未満とする。 |
| 事務管理費  （補助対象経費合計の１割以内とする。） | ・事務用品  ・通信，運搬費（郵便，宅急便）  ・手数料（送金手数料） | ○事務用品：インク・用紙代等の消耗品に限る。 |
| 補助対象外経費 | ○謝金・賃金  ・団体等構成員の謝金・賃金  ○事業費：  ・食糧費（弁当，お茶・コーヒー等の提供）  ・委託料（学習会等主要事業の外部委託）  ・教材費（単価が10万円以上のもの）  ○事務管理費  ・耐久機材の購入費（パソコン，保管庫等） | | （必要に応じて団体等の自己資金で実施してください。） |

※　提出先及び問合せ先

　　住　　所：〒730－8511　広島市中区基町１０－５２

　　　　　　広島県環境県民局環境政策課　低炭素社会推進グループ

　電　　話：０８２－５１３－２９１３

　ＦＡＸ：０８２－２２７－４８１５

Ｅ－mail：kankansei@pref.hiroshima.lg.jp

　　　お問い合わせは業務時間内（土日祝日を除く8：30～12：00又は13：00～17：15）にお願

いします。